

文京区告示第百五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の四十三第三項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を左記のとおり締結したので、同条第九項の規定により告示する。

令和八年七月二十四日

文京区長 成 澤 廣



記

一 個別外部監査の請求に係る事項

令和八年六月五日付けで請求された文京区職員措置請求書に記載されている事項について区が遂行した事務

二 個別外部監査契約の期間

令和八年七月二十四日から同年九月三日まで

三 監査に要する費用の額の算定方法

執務費用及び諸費用等の額の合算とする。

四 個別外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

(一) 氏名 松尾 真誉

(二) 住所 東京都港区白金台五丁目十七番九号 コスモ白金ヒルズ三〇一

五 監査に要する費用の支払方法

監査に係る業務の完了後に一括払とする。